

総社市職員児童手当法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第25号

総社市職員児童手当法施行細則の一部を改正する規則

総社市職員児童手当法施行細則（平成17年総社市規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>別記様式（第4条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>別記様式（第4条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

氏名・住所・所属所変更届

		提出年月日		受付確認年月日	
職員番号					
事項		変更前		変更後	
受給者	氏名				
	住所	〒		〒	
	所属所				
支給要件児童	氏名				
	住所	〒		〒	
届出理由					
変更年月日		年 月 日			
<p>上記のとおり変更しましたので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>総社市長 様</p>					
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないことを認めます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所属部局 所属長職名 氏 名</p>					

- (注) 1 氏名，住所，所属所を変更したときは，変更後14日以内に提出のこと。
- 2 氏名，住所を変更したときは，受給者及び支給要件児童の全員の住民票の写しを添付すること。